

様式第2号（第2条関係）

使 用 契 約 書

- 一 大紀町霊きゅう車使用規程を厳守するものとする。
- 一 霊きゅう車の使用中破損した場合は、借り受けた使用者及び運転者において、町の要求とおりに修理するものとする。
- 一 霊きゅう車の使用中交通事故等を引き起した場合は、自動車を借り受け方の使用者及び運転者において、すべて事故責任を取りこの処理をするものとする。

上のおりに契約する。

令和 年 月 日

三重県度会郡大紀町長 服部 吉人 印

住 所

使用者 印

運転者 印